

答 申 第 6 6 号
(諮 問 第 6 6 号)

平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 30 年 6 月 8 日付け鎌総第 754 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成 30 年 1 月 12 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「深沢地域整備事業に関し、J R 東日本の要望、条件、要請、意向等の文書（復命書含む）及び前記の記載がある文書」に対して実施機関鎌倉市長が平成 30 年 3 月 12 日付けで行った行政文書一部公開決定処分について、非公開とした情報のうち、別表に掲げる情報は公開することが妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 30 年 1 月 12 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「深沢地域整備事業に関し、J R 東日本の要望、条件、要請、意向等の文書（復命書含む）及び前記の記載がある文書」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成 30 年 3 月 12 日付け鎌倉市指令深地第 53 号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 30 年 3 月 26 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 30 年 3 月 26 日に提出した審査請求書及び同年 5 月 7 日に提出した反論書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

- ア 将来の利用方針等に関する情報について、ＪＲ東日本から公開しないことを条件に情報の提供を受けているとするが、公開すべきであること。
- イ 公開しない部分の理由について、実施機関が条例第６号第３号に該当するとした部分は同号に該当せず、公開すべきであること。
- ウ 実施機関が条例第６号第４号に該当するとした箇所は、解釈の適用を誤っており、非公開の対象はＪＲ東日本が発言した箇所だけであること。
- エ 実施機関は非公開箇所ごとに条例のどこに該当するのかを明確にすべきであること。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成 30 年 4 月 25 日付けで提出された弁明書及び同年 10 月 22 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) ＪＲ東日本は、深沢地域整備事業の権利者であるとともに、将来の土地利用の方針等に関する情報は法人の営業活動に関する情報であり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがある。また、公開しないことを条件に情報を受けていることから、条例第 6 条第 2 号に該当する。
- (2) ＪＲ東日本との協議資料のうち、土地区画整理事業への対応方針等は、実施機関における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、条例第 6 条第 3 号に該当する。
- (3) 権利者向けの土地区画整理事業に係る意向調査に関する情報は、実施機関が検討中の深沢地区土地区画整理事業に関する情報であり、条例第 6 条第 4 号イの「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは土地開発公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」に該当し、公開することにより当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

なお、本件処分時には条例第6条第4号としていたが、口頭による決定理由説明の際に、具体的には同条同号イに該当すると釈明した。

- (4) 「平成26年8月21日深沢地域整備事業を進めるにあたって(案)」、「平成26年9月16日深沢地域整備事業を進めるにあたって(案)」及び「平成26年11月25日深沢地域整備事業を進めるにあたって(案)」については、実施機関が条例第6条第2号及び同条第3号に該当するとしていたが、これについては同じ対象文書について平成27年6月29日付けで異議申立てがあり、平成28年3月28日付け審査会答申第41号において非公開が妥当であるとされた部分を非公開処分とした。
- (5) 非公開とした部分については、条例第10条第2項に基づき、その理由を行政文書一部公開決定通知書に示している。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び実施機関からの弁明書、決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件対象文書は、「深沢地域整備事業に関し、J R 東日本の要望、条件、要請、意向等の文書（復命書含む）及び前記の記載がある文書」である。

本件対象文書について、実施機関は条例第6条第1号、第2号、第3号及び第4号に該当するものとして一部公開決定を行っているが、条例第6条第1号については、審査請求人はこれを争わない。そこで、本件対象文書について条例第6条第2号、第3号及び第4号に該当するとして非公開とした実施機関の処分について、以下、検討する。

- (2) 条例第6条第2号該当性について

ア 条例第6条第2号は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」や「実施機関の要請を受けて、公開しないことを条件に任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報

の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非公開とする旨を規定している。

イ 実施機関は、本件請求があった文書のうち、一部の文書については、平成 28 年 3 月 28 日付け審査会答申第 41 号で諮問されたものと同じ文書であることから、同答申に従い一部公開決定を行ったと説明する。

ウ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件請求には答申第 41 号と同じ文書が含まれており、これについては実施機関の説明するとおり、同答申に従って公開されている。他方、答申第 41 号において非公開が妥当とされた部分については、その後の状況に変更がないため、条例第 6 条第 2 号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

それ以外の部分について、当審査会が本件対象文書を見分したところ、深沢整備事業を実施するにあたり、今後の整備に関する J R 東日本の方針等が記載されていることが確認できた。この中で土地利用の方針等に関する情報は、法人の営業戦略にかかるものであり、そのため仮に公開されると経営方針の一端が明らかとなり、今後の事業展開が察知されるなど法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められることから、条例第 6 条第 2 号に該当するとの実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第 6 条第 3 号該当性について

ア 条例第 6 条第 3 号は、「実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定している。

イ 実施機関は、今回請求があった文書のうち、一部の文書については、上記(2)と同様、同答申に従って一部公開決定を行ったと説明する。

ウ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関の説明するとおり、答申第 41 号と同じ文書については、同答申に従って公開している。しかしながら、答申第 41 号の当時には非公開

が妥当とされた情報であっても、条例第6条第3号に該当する
とした部分については、その後の事業の進展により非公開とす
る理由がなくなったことから、当該部分については別表のとおり
公開すべきである。

(4) 条例第6条第4号イ該当性について

ア 条例第6条第4号は、「実施機関又は国の機関、(中略)が行う
事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に
掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は
事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開
情報とし、「次に掲げるおそれ」としてアからオまでの5つをあ
げているが、イとして「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、
市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法
人若しくは土地開発公社の財産上利益又は当事者としての地位
を不当に害するおそれ」を定めている。

イ 実施機関は、全部非公開とした文書について、条例第6条第
4号イに該当するとするが、当審査会が全部非公開とした文書
を見分したところ、深沢地域整備事業に係る土地所有者への意
向調査に係る内容が含まれていた。これらの情報については、仮
に公開されると、実施機関及び土地所有者間で行われた交渉の
経緯等が明らかになるが、土地所有者との交渉は公開を前提と
した内容ではなく、土地所有者からの協力が得られなくなるな
ど交渉の事務に影響を及ぼし、その結果、当事者としての地位を
不当に害するおそれがあると認められることから、同条第4号
イに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表に掲げる箇所については、交渉自体に直接影響
するものではなく、当事者としての地位を不当に害するおそれ
は認められないことから、公開すべきである。

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の
判断に影響するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

非公開に係る理由の記載については、条例第10条第2項が、「公

開決定等の内容が公開請求に係る行政文書の全部を公開するとき以外は、その理由を併せて通知しなければならない。」と規定している。行政文書の非公開決定通知書にその理由を付記すべきものとしているのは、非公開理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を開示請求者に明らかにすることによって、その不服申立ての機会を与える趣旨に出たものと解される。

本件処分において非公開とされた部分について、情報公開請求者が条例第6条のうちどの規定に該当するかを具体的に知ることができないのは、行政文書の非公開決定通知書にその理由を付記すべきものとしている条例第10条第2項の趣旨を実施機関が理解していないものと言わざるを得ない。

情報公開請求対象文書として特定された文書において、どの部分がどの非公開理由に該当するのかについて、情報公開請求者が理解し得るように具体的に付記することを求めるものである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表)

【第3号該当】

該当資料名称	
該当項目	該当範囲
平成26年11月25日 深沢地域整備事業を進めるにあたって(案)	
4ページ 土地利用計画図	すべて

【第4号該当】

該当資料名称	
該当項目	該当範囲
深沢地区土地区画整理事業に係る意向調査等について(会議録)	
1ページ 1行目から4行目	すべて
1ページ 5行目	1文字目から9文字目まで
1ページ 9行目	すべて
1ページ 13行目	すべて
2ページ 1行目	すべて
3ページ 3行目	すべて
5ページ 1行目	すべて
5ページ 23行目	すべて
5ページ 25行目	すべて
6ページ 1行目から7行目	すべて
6ページ 10行目	すべて
6ページ 14行目	すべて
8ページから11ページ	すべて
22ページ 1行目から4行目	すべて
22ページ 5行目	1文字目から9文字目まで
22ページ 9行目	すべて
22ページ 13行目	すべて
24ページ 8行目	すべて
24ページ 10行目	すべて

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
3 0 / 1 / 1 2	行政文書公開請求書が提出される
3 / 1 2	行政文書一部公開決定通知書送付
3 / 2 6	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
4 / 2 5	処分庁が弁明書を提出
5 / 7	審査請求人が審査庁に反論書を提出
6 / 8	審査会に対し諮問
1 0 / 2 2	第 100 回 審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
1 1 / 5	第 101 回 審査会で審議
1 2 / 3	第 102 回 審査会で審議
1 2 / 1 8	答申（答申第 6 6 号）